

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震：J-SHIS、文科省地震調査委員会)

佐伯市では、南海トラフ地震などの巨大地震の今後30年以内の発生確率は70%～80%とされている。

(津波：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が立地する佐伯市海岸地域において、南海トラフ地震発生時、最大13.5mの津波が予想されている。また南海トラフ地震発生時の大分県被害想定（H25.3）においては、津波による建物被害は佐伯市全体で全壊13,924棟、半壊9,239棟。津波による死者8,578名、重傷者391名、中等傷者760名となっており、甚大な被害が予想されている。



【鶴見振興局周辺】



【米水津振興局周辺】



【蒲江振興局周辺】



【上浦振興局周辺】

(土砂災害：ハザードマップ)

当商工会地域は上浦から蒲江までほぼ海岸に面しており、典型的なリアス海岸で急峻な丘陵地が海岸線に迫っていることから、大雨や地震による土砂災害が懸念されている。佐伯市のハザードマップには土砂災害特別警戒区域に指定されている区域はないものの、土石流、急傾斜、地すべりの各災害警戒区域に指定されている区域は多数存在しており、また近年多発している集中豪雨の発生状況などを鑑みると細心の注意を払っていく必要がある。

(洪水：ハザードマップ)

当商工会地域においては、国の洪水浸水想定区域に指定されている地域はないが、過去に0.5m以上冠水した地域がいくつか存在している。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況（平成28年経済センサス）

- ・商工業者等数 560人
- ・小規模事業者数 501人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業	建設業	72	69	管内に広く分散している
	製造業	85	75	管内に広く分散している
	卸小売業	135	111	管内に広く分散している

者	飲食宿泊業	53	40	管内に広く分散している
	サービス業	109	107	管内に広く分散している
	その他	106	99	管内に広く分散している
	合計	560	501	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
 - 佐伯市津波防災地域づくり推進計画策定 [H30.3]
 - 佐伯市地域防災計画(地震・津波対策編、風水害・事故災害対策編)策定 [H31.3]
 - 佐伯市災害時受援計画策定 [H31.3]
 - 佐伯市水防計画策定 [H27年度版]
 - 佐伯市業務継続計画策定 [H26.3]
- ・防災備品の備蓄
 - 佐伯市備蓄計画策定 [H28.4]
- ・防災訓練の実施
 - 地域避難訓練の実施 [毎年開催]
 - Jアラートの伝達訓練の実施 [毎年開催]
- ・佐伯市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 [R2.6改訂]

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者への「防災行政ラジオ」設置の普及推進

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、本会と佐伯市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月27日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

本計画に沿って、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（休業への備え、損害保険や共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市報、ウェブサイトにおいて国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険等の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・本会は令和2年事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・大分県火災共済協同組合、及びあいおいニッセイ同和損保(株)の代理店に連携協力を求め、会員事業者以外も対象とした事業継続力強化普及啓発セミナーの開催や損害保険の紹介、情報提供を行う。
- ・関係機関が作成した事業継続力強化のための普及啓発ポスター等を掲示するほか、関係機関が開催するセミナー等についても小規模事業者へ周知し積極的な参加を促す。
- ・小規模事業者が策定した防災・減災の事前対策に関する計画について、事業継続力強化計画の認定に向けた支援を関係団体及び協力先保険会社と連携して行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
本会職員による巡回時に、小規模事業者の事業者BCP等取組状況の進捗について確認するとともに、早期の実施を促す。
- ・協議会の設置による本事業の進捗管理と見直しの推進
本会が行う「経営発達支援事業」と「事業継続力強化支援事業」を効果的かつ実効性のある

ものとして展開していくため、「佐伯市あまべ商工会経営力強化支援協議会」（以下「協議会」という。構成員：本会、佐伯市、関係団体及び外部有識者を想定）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強の地震）が発生したと仮定し、本市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には人命救助を第一に考え、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡して情報共有を行う。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否確認を行う。（SNS等を利用して安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等を当会と本市で情報共有する）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」等が出た場合は、佐伯市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・まず、職員自身の安全確保を最優先し、職員自身の判断で命の危険を感じる場合は出勤せず自宅にて待機する。通勤経路等の安全確認を行い、警報解除後に出勤する。
- ・地区内小規模事業者等の大まかな被害状況を確認するため、支所ごとに役職員、青年部・女性部による情報収集を行い1～2日以内に佐伯市へ報告するとともに、商工会災害システム（全国連版）を活用し情報共有する。
- ・本会と佐伯市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・本会と佐伯市が共有した被害情報を、本会から大分県商工会連合会を経由し大分県へ報告する。その他緊急な連絡については、佐伯市から直接大分県へ報告する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※ なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と本市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

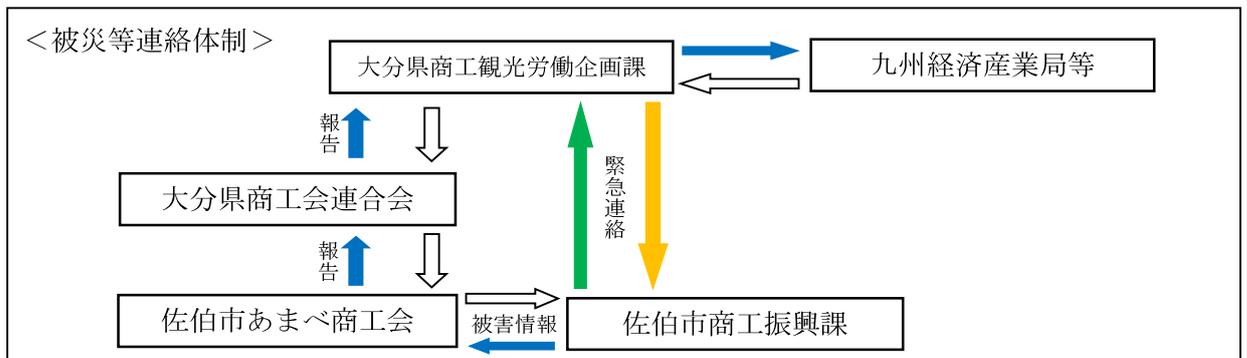
発災後～1週間	1日に2回程度共有する
1週間～1か月	1日に1回程度共有する

1 か月以降	3 日に 1 回程度共有する
3 か月以降	1 週間に 1 回程度共有する

- ・当市で取りまとめた「佐伯市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制及び調査体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は下記のとおりである。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについては、佐伯市災害対策本部の指示に従いながら、本会と佐伯市商工振興課が協議のうえ決定する。
- ・本会と佐伯市は、「被害算定の例について（中小企業庁小規模企業振興課）」を参考にするとともに、市役所内の関係部署（商工振興課、防災危機管理等）との連携により、速やかに被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定を行うものとする。
- ・本会と佐伯市が共有した被害情報を、本会から大分県商工会連合会を經由し大分県へ報告する。その他緊急な連絡については、佐伯市から直接大分県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を大分県の指定する方法にて当会又は当市より大分県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設・運営方法について、佐伯市と協議する（本会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、大分県及び佐伯市の施策）について、地区内小規模事業者へ本会のホームページに掲載するとともに、巡回等で周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

大分県の方針に沿って、復旧・復興支援の方針を決定し、被災小規模事業者に対し経営相談窓口を開設して次の支援を行う。なお被害規模が大きく、本会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を隣接商工会、大分県商工会連合会、大分県に要請する。

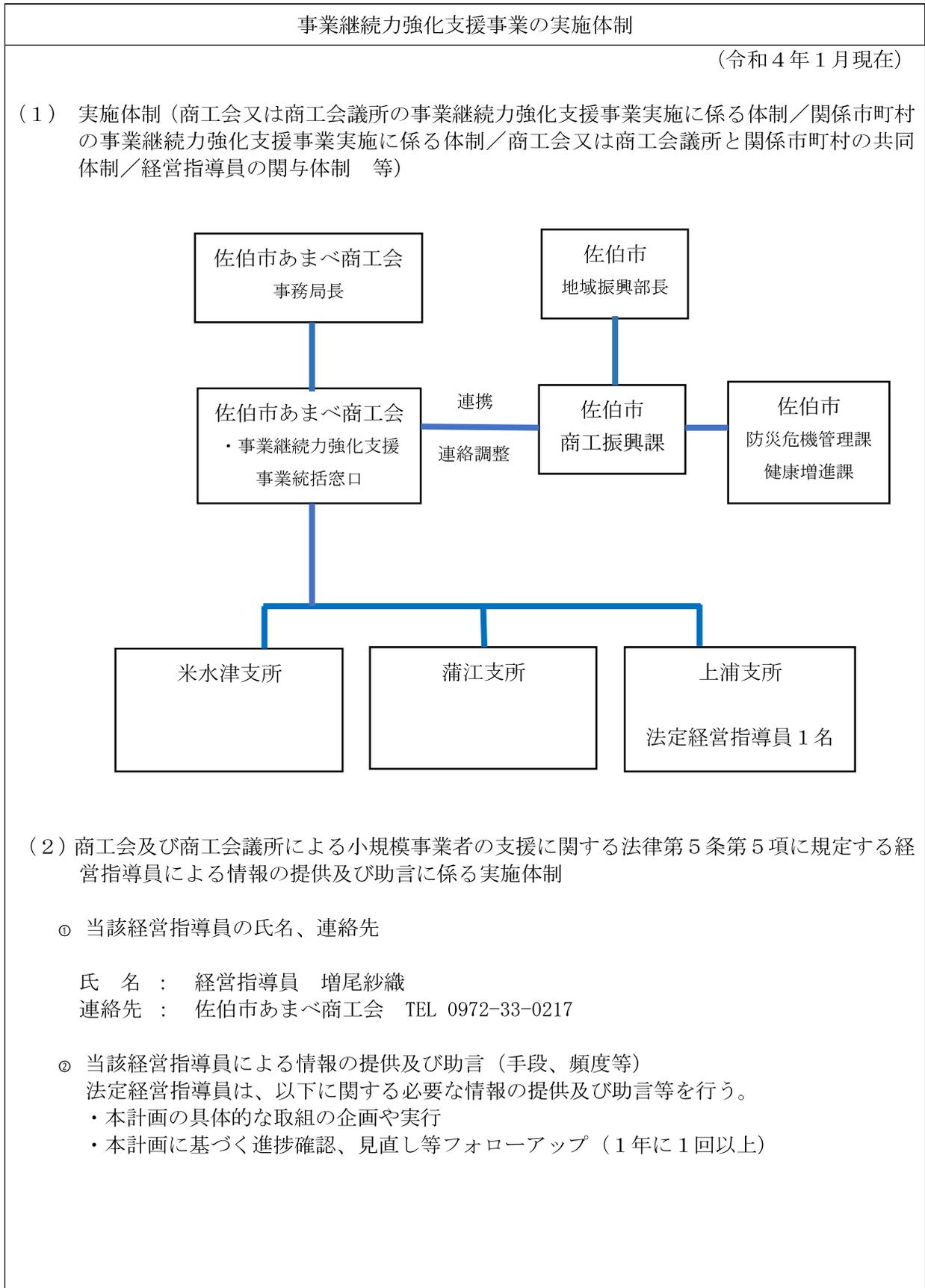
- ・給与支払い、仕入資金、借入金の返済、融資等についての相談
- ・店舗・工場、機械・備品等の復旧にかかる相談
- ・共済金・保険金の請求に関する相談（本会の紹介による共済金等契約のみ）
- ・小規模事業者の復旧・復興に向けた助成金等の事業計画策定支援等

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会、関係市町村連絡先

① 商工会

佐伯市あまべ商工会

〒876-1202 大分県佐伯市鶴見大字地松浦 1 3 4 8 番地

TEL:0972-33-0217 / FAX:0972-33-1505

E-mail:info@amabe.oita-shokokai.or.jp

② 関係市町村

佐伯市地域振興部 商工振興課

〒876-8585 大分県佐伯市中村南町 1 番 1 号

TEL:0972-22-3943 / FAX:0972-22-0025

E-mail:syoukou@city.saiki.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
必要な資金の額	70	80	100	100	100
・ 専門家派遣費	0	0	0	0	0
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ作製費	0	0	0	0	0
・ 防災、感染症対策費	0	10	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、国補助金、県補助金、市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等